

# 初診時のお知らせ

当院では平成27年10月1日より初診の際、紹介状をお持ちでない患者さん等には初診料とは別に、初診に係る『選定療養費』として3,240円をご請求させていただきます。

※ 但し、耳鼻科・皮膚科・婦人科は除きます。

初診に係る「選定療養費」3,240円をご負担いただく方は、以下の通りです。

- ・ 当院を初めて受診する場合
- ・ 以前に当院を受診された方でも、その時の治療が終了している場合
- ・ 自己の判断で診療を中止され、約1ヶ月以上受診していない場合
- ・ 当院附属歯科診療所に通院中であって、今回初めて他診療科を受診する場合（歯科と歯科以外の科は、健康保険上別の取り扱いとなるため）

初診に係る「選定療養費」3,240円をご負担いただく必要のない方は、以下の通りです。

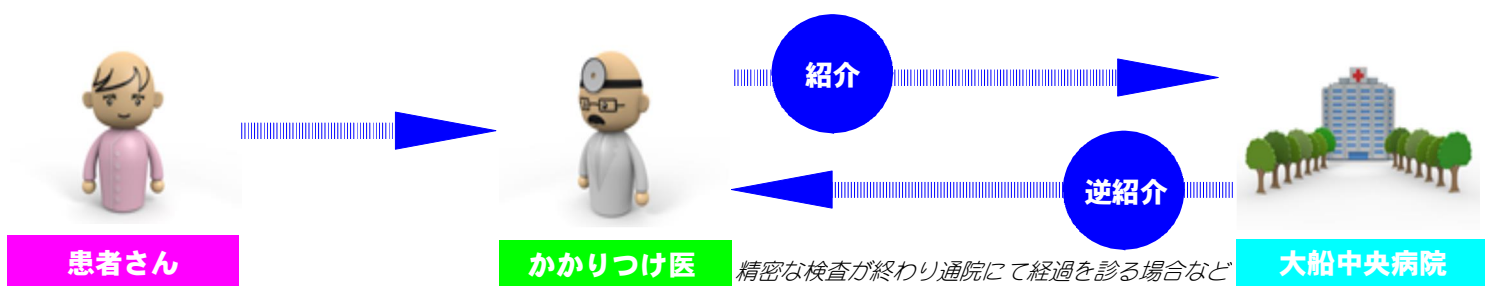
- ・ 他医療機関からの紹介状を持参された場合
- ・ 救急車で来院された場合（緊急性のない場合を除く）
- ・ 休日、夜間等の時間外診療を緊急受診された場合
- ・ 今回受診する診療科は、初めてであるが、当院の別の科に通院中の場合
- ・ 健康診断、人間ドックで再検査をすすめられ受診された場合（健診結果書類を必ずご持参ください）
- ・ 国の公費負担医療受給者（生活保護法・結核予防法等）の対象疾病で受診された場合
- ・ 地方の公費負担医療助成制度受給者（障害受給者・特定疾患受給者等）の対象疾病で受診された場合（注）ひとり親家庭医療費助成制度、乳幼児医療助成制度の受給対象者の方は該当しませんので、初診時保険外併用療養費（初診時選定療養費）を請求させていただきます

選定療養費とは、「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。当院は、ベッド数292床の入院施設で、CT・MRI・放射線治療装置・血管治療室等の高度医療機器を有し、入院治療や専門診療を行う病院です。

このような特色を活かし、より良い地域医療の為に当院では地域の診療所等との積極的な連携を行っております。当院を初めてご利用される患者さんは、出来る限りご近所に開業している診療所等を一度受診されることをお勧めいたします。病状によって当院での診療が必要であると判断した場合、診療所の医師が記載する紹介状を持参し当院をご受診ください。

尚、当院において最適な治療を行った後、患者さんの病状に応じてその後の療養を行って頂く為適切な診療所等をご紹介いたします。初診時選定療養費の趣旨をご理解いただきご同意願います。

当院では、精密な検査や高度な医療機器による治療を行います



ご不明な点がございましたら、各診療科外来窓口もしくは西館1F総合受付・東館1F受付にご相談ください。